

令和8年1月開始!!

対象事業に参加してポイントを貯めよう!



健康・まちづくり

ポイントに変わります!

伯耆町の「健康ポイント制度」が「健康・まちづくりポイント制度」に変わります。この制度は、町が実施する健診や健康づくり事業に参加してポイントを集めると、10ポイントごとに、500円相当の町内施設等利用券と交換できる制度ですが、令和8年1月から中学生以上の方（伯耆町在住）がポイントカードを使えるようになります。

また、町の健診や健康づくり事業に加え、町が主催または共催する講演会や講座、教室などへの参加もポイントの対象となります。

なお、お手元にあるポイントカード、利用券は引き続きご使用できます。

中学生・高校生も使えるようになりました

町が主催（共催）する
講演会・教室なども対象



ボランティア参加は、
2ポイント!



利用の手順

STEP
1

ポイントカードを
もらう

事業会場または役場、
公民館でポイントカードを
受け取ります

STEP
2

ポイントを
ためる

町が主催・共催する事業
に参加してポイントを集め
ましょう

STEP
3

カードを役場に提出
利用券と交換

10ポイント貯まったら、
役場、公民館で利用券と
交換します

【問い合わせ先】健康対策課 Tel68-5536・教育委員会事務局 Tel62-0712

令和8年1月開始!!

主なポイント対象事業

事業名	ポイント数	事業名	ポイント数
町が実施する集団健診・医療機関健診・人間ドック	5p/年	食育サークル食楽々が行う講習会	1p/回
町の健診・人間ドック受診後の精密検査	5p/年	町が実施するプール教室	1p/回
タッチパネルを使った脳の健康度チェック	5p/年	伯耆町体力テスト判定会	1p/回
国保特定保健指導 (最終評価時と最終評価時に体重マイナス2kgを達成した場合)	5p/年	公民館の高齢者学級	1p/回
集落健康運動教室「まめまめクラブ」	2p/回	あたまイキイキ音読教室	1p/回
子育て関連事業 赤ちゃん相談日、子育て支援センターの利用(イベント開催日)、母子健診、離乳食講習会、幼児食育教室など	1p/回	社会福祉協議会が主催する健康づくり関連事業 例)ウォーキングなど	1p/回
町が実施する健康づくり事業・関連する養成講座	1p/回	スマイリースポーツクラブが主催する健康づくり事業 例)スマイルフィットネス教室、ウォーキングなど	1p/回
公民館まつりのボランティアとしての参加	2p/回	豊年盆踊り花火大会へのボランティアとしての参加	2p/回
町民運動会への参加 (ボランティア含む)	1p/回 (2p/回)	大山一斉清掃への参加	2p/回
てごネット・ゆめネット(中学生ボランティア)への参加	2p/回	伯耆町美術展・町民音楽祭への参加	1p/回

※町内プール利用(岸本温泉ゆうあいパル・岸本 B&G 海洋センター)は令和8年1月から対象外となります。

利用券が使える施設等

- ・伯耆町デマンドバス
- ・ご当地ファーム山の駅 大山望
- ・大山ますみず高原天空リフト
- ・岸本温泉ゆうあいパル
- ・ゆめ工房
- ・篠原商店
- ・伯耆町住民健診受診料(集団検診のみ)
- ・伯耆町総合スポーツ公園
(プール、グラウンドゴルフなど)
- ・大山ガーデンプレイス
- ・伯耆みらい、ポッポみらい
- ・日光交流センター「山隠れの里」
- ・きみ美容室

(但し、利用券を利用された場合、おつりはできませんのでご了承ください。)

【問い合わせ先】健康対策課 Tel68-5536・教育委員会事務局 Tel62-0712